

地域包括支援センター協力機関

「地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定の為に必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援すること」を目的とし、地域での総合相談窓口としての役割を担っていきます。また、民生児童委員・見守り推進員との連携を中心に支部社協やその他の社会資源との地域のネットワークの強化を図っていきます。コロナ禍において、各団体の動きに制限がかかっていることを鑑み、より細目に情報共有を行い、連携することを意識して活動を行っていきます。

1. 要援護高齢者への対応

- (1) 地域の総合相談窓口として、各種相談業務、福祉サービスの紹介や利用に対する助言、福祉サービスの申請代行を行います。
- (2) 自立した高齢者・特定高齢者に対しては、地域支援事業サービスの紹介や介護保険サービスの説明等を行い、利用に際しての助言や申請の代行を行います。
- (3) 幅広い関係機関等の連携を強化し、高齢者虐待の予防、早期発見、認知症等の援護を要する高齢者及び擁護者への支援、並びに要援護高齢者等の消費者被害の防止を図ります。
- (4) 地域の方々が気軽に相談しやすいように、高齢者の集まる場に積極的に足を運び、日頃から顔の見える関係づくりに努めます。

2. 在宅サービスに向けた援助

- (1) 要介護認定希望者やそのご家族に対して、要介護認定申請方法についての説明を行います。各種団体へは、高齢者の介護保険制度に関する助言を行います。
- (2) 利用者一人一人について、どのような支援が必要かを把握し、多くの問題を抱えたケースは、関係機関と連携の強化を図り、早期解決に向けて迅速にきめ細やかな対応を行い、ネットワークの構築を図ります。
- (3) 介護予防・日常生活支援総合事業の利用に際しての説明と助言を行います。
- (4) 自立した方も要介護状態の方も「その人なりの望む生活、自立した生活」が実現できるように、介護保険サービスのみならず、効果的な社会資源の利用ができるよう、地域の関係者との繋がりを支援します。

3. 角野地域との連携

- (1) 社会福祉協議会角野支部・民生児童委員・見守り推進員・連合自治会員・老人クラブ・防災会等と連携し、地域住民との信頼関係の構築に努めます。
- (2) 角野地域の各種団体が主催する行事には積極的に参加し交流を図ります。
- (3) 地域支援事業の実施に向け、地域住民が生活支援の担い手となれるような取り組みを行います。
- (4) 「すみの見守り SOS ネットワーク協議会」の事務局として、地域課題の発見や把握、地域資源の情報提供を行い、地域包括ケアシステムの構築に向けネットワークを強化し、他機関よる協働的視点を通して、問題解決に努めます。また、認知症になっても安心して生活できる地域作りを推進していきます。